

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和8年度 水中部施工状況確認業務 茨城港港内、鹿島港港内、千葉港港内、第二海堡周辺海域、東京港港内、東京空港周辺海域、横浜港港内、川崎港港内、横須賀港港内 R8.4.1 ~ R9.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	(一社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10	2010405001061	一般競争入札 (総合評価)	25,366,000	25,300,000	99.73%	
令和8年度 港湾・空港整備等に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務 - R8.4.1 ~ R9.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	一般競争入札 (総合評価)	64,526,000	64,240,000	99.55%	
令和8年度 船舶機械技術資料作成業務 関東地方整備局管内 R8.4.7 ~ R9.3.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.7	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	26,752,000	24,640,000	92.10%	
令和8年度 港湾及び空港における工事安全推進業務 R8.4.7 ~ R9.2.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.7	(特非)みなとサポート 神奈川県横浜市中区海岸通3-12-1	9020005005091	一般競争入札 (総合評価)	4,686,000	4,686,000	100.00%	
令和8年度 船舶機械施工確認業務 関東地方整備局管内 R8.4.7 ~ R9.3.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.7	(株)ボルテック 東京都中央区京橋1-5-8	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	17,369,000	16,500,000	94.99%	
令和8年度 建設資材等価格調査 関東地方整備局管内 R8.4.14 ~ R9.3.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.14	(一財)経済調査会 東京都港区芝5-34-2	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	37,389,000	35,750,000	95.61%	
令和8年度 東京国際空港西側ターミナル地区エプロン土質調査 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R8.4.21 ~ R9.3.19 測量・調査	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.21	復建調査設計(株)東京支社 東京都千代田区岩本町3-8-15	4240001010433	公募型競争入札方式 (総合評価)	167,794,000	135,278,000	80.62%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和8年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務 R8.4.1 ~ R9.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	令和8年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務 中央復建・三井E&S設計 共同体 代表者 中央復建コンサルタンツ(株) 東京本社 東京都千代田区麹町2-10-13	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (公募型プロポーザル)	259,105,000	258,599,000	99.80%		
令和8年度 東京国際空港D滑走路維持管理等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港 R8.4.1 ~ R9.3.31 空港等舗装工事、測量・調査	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄エンジ・JFEエンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・MMB・みらい・若築異工種建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設(株)東京土木支店 東京都港区元赤坂1-3-8	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり	688,809,000	687,500,000	99.80%		

令和 8 年度

随意契約理由書

件名：情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務

本業務は、下記の理由により、令和 8 年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務 中央復建・三井 E&S 設計共同体と随意契約する。

本業務は、関東地方整備局が構築した CONPAS の高度化に向けた CONPAS の改修、運用及び検討を行うものである。

CONPAS は、国際コンテナ戦略港湾の競争力強化を図るため、Cyber Port 及び出入管理情報システムと連携し、遠隔・非接触の情報入力・確認により効率的なコンテナ搬出入の実現に向け、セキュリティを確保した非接触型のデジタル物流システムの構築のためのツールである。各ターミナルにおいて効率的なデジタル物流システムを実現するためには、ターミナル毎の特性や運用方法の現状を十分に把握・理解した上で、CONPAS 導入による効果を見据えて段階的に試験運用を行い、試験運用で確認した課題をもとに CONPAS システムを改修し高度化を進める必要がある。さらに、事業者への CONPAS 利用促進にあたっては、これまでの常時運用及び試験運用を通じて得られた知見や利用者の意見をふまえ、CONPAS 導入による効果を可視化しコンテナ搬入手続・作業の効率化を享受できる機能や運用を提供するための検討が必要であり、これら業務一連のプロセスを実施するためには、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知識が必要である。

よって、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知見を有する者から、「CONPAS によるコンテナ搬出入の原則予約を常時運用するうえでの着眼点」について、公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った令和 8 年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務 中央復建・三井 E&S 設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、令和 8 年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務 中央復建・三井 E&S 設計共同体と随意契約するものである。

令和 8 年度

東京空港

随意契約理由書

件名：令和 8 年度 東京国際空港D滑走路維持管理等工事

本工事は、下記の理由により、鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄エンジ・JFEエンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・MMB・みらい・若築異工種建設工事共同企業体（以下、「鹿島JV」という）と随意契約する。

記

東京国際空港D滑走路建設外工事（以下、「D滑走路工事」という）の工事目的物は、設計供用期間を100年とし、空港島本体に鋼材を本格導入した我が国初となる埋立・栈橋のハイブリッド構造である。このため、施工はもちろんのこと維持管理の確実な実行が必要とされ、D滑走路工事の入札においては総合評価落札方式を採用し、設計施工費用に維持管理費を加えた額を入札条件に落札者を決定するとともに、工事完成後の維持管理を確実に担保させるため、工事請負契約書に設けた特則条項において「技術的競争性がない等の発注者の判断および国会の議決にもとづいてなされる発注者の請求を停止条件」とする旨を規定しており、維持管理を重要視したものとしている。

よって、今回、維持管理等工事に係る契約を締結するに当たり、現時点での「技術的競争性がない」ことを以下のとおり検証した結果、現段階においても、D滑走路工事の受注者であった鹿島建設株式会社他14社で構成される鹿島JVのみが本件維持管理等工事を的確かつ円滑に実施できる唯一の者であると認められることから、「技術的競争性はない」と判断できる。

○必要となる維持管理は、滑走路等における定期的な点検（目視観測、路面測定等）はもとより、沈下管理やひずみ計、傾斜計等による動態観測、鋼材の肉厚測定、電気防食の電位測定、栈橋内部の湿度管理等に対しても常時確認することを要するが、これには設計・施工時の経験を踏まえた高い技術力が必要となること。

○特に、埋立・栈橋接続部の維持管理は、埋立側背面の沈下が滑走路等の段差、不陸、目開き等の路面変状に直結し、航空機の運用に重大な影響を及ぼすため、これら変状の点検・計測とともに、設計・施工時に設定した判断基準（予測経年変形量等）との照合を含めた総合的な予見能力が求められる。なお、点検・計測の結果を踏まえた判断基準との照合は、構造形式や部材特性等も踏まえ、鹿島JVが構築した総合的維持管理システムを用いることで確実な実行が見込まれる。

○鋼部材の防食機能保持のためのチタン製カバープレート、接続部や連絡誘導路の伸縮装置、海生生物付着による劣化の軽減を考慮したステンレスライニング等、最先端の特殊部材を多数採用したが、これらの維持・補修や交換にあたっては、設計・施工段階の経験に基づく専門知識や技術が不可欠となる。

○より実態に則した維持管理とするためには、必要に応じて維持管理計画を見直す必要があるが、この場合も設計・施工段階の知見が重要な要素となる。

また、D滑走路工事では、契約締結前から学識経験者による第三者委員会（技術検討委員会、コスト縮減委員会）を組織しているが、いずれの委員会からも「現段階における維持管理を第三者が実施することは、瑕疵担保や技術的な問題を含めて、相当なリスクを背負うことになる。」「当初段階から本体工事の施工者以外の者を想定した一般競争による契約方式では、発注者側に求められる責任やリスクが格段に大きくなる。」といった意見提示がなされ、「維持管理契約については、鹿島JVと契約することが適切である。」との結論を得ているところである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、鹿島JVと随意契約を行うものである。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和8年度 関東地方整備局車両管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	(株)セノン 神奈川支社 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8	3011101023258	一般競争入札 (総合評価)	(基本月額) 6,266,948	(基本月額) 4,400,000	70.20%	単価契約 予定調達総額 52,800,000
令和8年度 港湾情報処理システム運用管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	groxi(株) 東京都千代田区神田駿河台4-6	7010001123651	一般競争入札	46,522,825	42,328,000	90.98%	
令和8年度 首都圏臨海防災センター警備等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	(株)日本クリエス 東京都千代田区内神田2-3-10	2030001011198	一般競争入札	16,192,000	8,824,200	54.49%	
令和8年度 みなとカメラ制御ソフトウェアライセンス更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	(特非)港湾保安対策機構 東京都港区愛宕1-3-4	5010405005522	一般競争入札	3,003,000	3,003,000	100.00%	
令和8年度 コピー用紙購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.17	(合)拓ラボ 千葉県柏市松葉町7-33-9	4040003029095	一般競争入札	3,892,108	3,307,040	84.96%	単価契約
令和8年度 カラーインデックス他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.17	(株)マルハチ 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-2-14	4020001018845	一般競争入札	4,871,716	4,320,987	88.69%	単価契約
令和8年度 東京湾中央航路浮棧橋点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.24	京浜ドック(株) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	17,215,000	12,980,000	75.39%	
令和8年度 東京湾中央航路航路調査船「うらなみ」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.24	京浜ドック(株) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	19,679,000	12,650,000	64.28%	
令和8年度 鹿島港港湾業務艇「かしまII」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.28	小名浜造船(株) 福島県いわき市小名浜下神白字網取177	8380001014219	一般競争入札	36,542,000	30,360,000	83.08%	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和8年度 CONPAS保守・運用業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	(株)三井E&S 東京都中央区築地5-6-4	9010001034946	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり	45,727,000	45,540,000	99.59%		
後納郵便 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	日本郵便(株) 横浜港郵便局 神奈川県横浜市中区日本大通5-3	1010001112577	会計法第29条の3第4項 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	内国郵便約款による	内国郵便約款による	-		単価契約 予定調達総額 2,796,440
官報公告料 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.1	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-3	6010405003434	会計法第29条の3第4項 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	①公告料金 931 ②落札公示等 1,863	①公告料金 931 ②落札公示等 1,863	100.00%		単価契約 予定調達総額 10,741,654
令和8年度 燃料電池電源ユニット解体業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 中川 研造 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R8.4.14	(株)三井E&S 東京都中央区築地5-6-4	9010001034946	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-2のとおり	8,263,200	8,263,200	100.00%		

令和 8 年度

随意契約理由書

件名：CONPAS 保守・運用業務

本業務は、下記の理由により、株式会社三井E&Sと随意契約する。

記

関東地方整備局では、情報通信技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るため、平成 29 年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 30 年度「CONPAS 改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 31 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その 2）」、令和 2 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 3 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 4 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 5 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務」、令和 6 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務」、令和 7 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務」において CONPAS を設計・構築・改修・検討し、平成 30 年度「CONPAS 保守・運用業務」、平成 31 年度「CONPAS 保守・運用業務」、令和 2 年度「CONPAS 保守・運用業務」、令和 3 年度「CONPAS 保守・運用業務」、令和 4 年度「CONPAS 保守・運用業務」、令和 5 年度「CONPAS 保守・運用業務」、令和 6 年度「CONPAS 保守・運用業務」、令和 7 年度「CONPAS 保守・運用業務」において CONPAS を保守・運用し、横浜港及び東京港で試験運用及び常時運用を実施してきたところである。これら CONPAS の試験運用及び常時運用の結果、コンテナ搬出入手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

CONPAS は、令和 3 年 3 月より横浜港南本牧地区において常時運用を開始し、システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積や他港への展開を目的に、継続して試験運用を実施する計画である。試験運用及び常時運用を実施するためには、CONPAS の保守・運用を行う必要があり、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ①海上コンテナ物流の予約システムを適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ②海上コンテナ物流の予約システムを円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③CONPAS の運用場所である東京港・横浜港のコンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

株式会社三井E&Sは、平成 29 年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 30 年度「CONPAS 改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 31 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その 2）」、令和 2 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送

効率化検討業務」、令和3年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和4年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和5年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務」、令和6年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務」、平成30年度「CONPAS保守・運用業務」、平成31年度「CONPAS保守・運用業務」、令和2年度「CONPAS保守・運用業務」、令和3年度「CONPAS保守・運用業務」、令和4年度「CONPAS保守・運用業務」、令和5年度「CONPAS保守・運用業務」、令和6年度「CONPAS保守・運用業務」、令和7年度「CONPAS保守・運用業務」において、CONPASを設計・構築・保守・運用した者であり、CONPASを適切に保守、及び円滑に運用するために必要な技術的な知見を有しているとともに、コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していることから、上記①～③の要件をすべて満たす者であり、本業務を円滑に、かつ適切に実施できる唯一の者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sと随意契約を行うものである。

令和 8 年度

随意契約理由書

件名：令和 8 年度 燃料電池電源ユニット解体業務

本件は、下記の理由により、株式会社三井 E&S と随意契約する。

記

本業務は、燃料電池電源ユニット（以下、FCPP という。）を解体するものである。

国土交通省港湾局は、次世代燃料である水素を燃料とする荷役機械の普及に向けた環境整備を図るため、水素を燃料とする荷役機械の導入促進に向けた検討を進めている。令和 6 年度より、「水素を燃料とする荷役機械の導入促進に向けた検討会」を開催しており、ガイドラインの作成、港湾の施設の技術上の基準の改定にかかる検討を行っている。

その一環として、令和 5 年度～令和 7 年度に関東地方整備局は、横浜港における荷役機械高度化実証として、南本牧ふ頭においてタイヤ式門型クレーンに搭載しているディーゼルエンジン発電機を水素燃料電池に換装し、水素を燃料とする荷役機械の現地実証を実施した。

当該 FCPP は、「令和 5 年度 京浜港における港湾荷役機械の脱炭素化実証業務」にて当該業務の再委託先である株式会社三井 E&S によって製作・換装され、令和 6 年 12 月 24 日に受注者である株式会社宇徳より取得し、現地実証終了後、「国土交通省所管物品管理事務取扱規則」第 33 条第 1 号及び第 2 号に該当するものと認められ、令和 7 年 11 月 12 日に不用決定されたものである。

解体する FCPP は、高圧ガス保安法の適用を受ける水素を貯蔵（高圧容器）・消費する機器である。同様な高圧ガスを貯蔵する容器のくず化にあたり、爆発による死亡事故が過去に発生しており、安全性を担保するよう経済産業省から通達が発出されている（平成 24 年 10 月 12 日 経済産業省通達 24 高圧第 5 号）。

FCPP は本実証の中で製作された特殊な製品であり、現時点では燃料電池自動車（FCEV）のように安全な解体作業を行うために、一般化された適正処理マニュアルの整備やサポート体制はない。

FCPP の構造を熟知しない者が解体作業を行った場合、爆発等の事故が発生し生命にかかわる重大な傷害を生じかねない。

よって、構造を熟知し適正な処理について作業方法やその手順について理解している製造メーカーの元で、「水素ガスの処理」及び「解体」の一連作業を実施することで安全を確保する必要がある。

以上より、当該法人が本業務を円滑かつ合理的に実施できる唯一の者と考えられることから、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、株式会社三井 E&S と随意契約を締結するものである。

以上